

第1章. 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議

序章において述べたとおり、不当寄附勧誘防止法附則第5条において、「政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているところ、参議院の附帯決議において、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第五条の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。その際、不当な勧誘行為による被害者、被害対策に携わる弁護士等関係者を含む多様な者の意見を聴取しつつ、検討を進めること。」とされた。寄附の勧誘等に関する優れた知見を有する有識者からなる会議において、不当寄附勧誘防止法の施行状況及び経済社会情勢の変化並びに多様な者の意見聴取の結果を踏まえて助言を受け同法附則第5条に基づく検討を進めるべく、消費者庁において、不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーを構成員とする「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議」を開催した。

(1) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見

同会議の開催の結果、法附則第5条に係る検討に関し、不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーから消費者庁に対し以下のとおり意見がなされた。

ア 法の執行について

- (ア) 現在の情報受付体制、調査対象の選定、調査手法については妥当である。ただし、連絡不通等で調査不能とならないための方策や、収集した事案の情報提供の在り方等は更なる充実の余地がある。
- (イ) 法の対象が「法人等」による寄附勧誘であることに乗じた個人による勧誘等、法の抜け穴を突くような勧誘が発生しないか、寄附勧誘者の細分化やデジタル化といった社会状況の変化も踏まえつつ、事案を注視すべきである。

イ 法の規定並びに法改正の要否及び立法事実の有無について

(ア) 法の全面施行から2年を経過した現時点において、法改正すべき立法事実は認められないと考えるが、今後、相当程度の期間における事案の蓄積状況を注視し、その内容によっては、以下の点について必要に応じ検討すべきことが考えられる。

- a 法の対象が「法人等」による寄附勧誘であることで適切に捕捉できない事案が出てきた場合、法の対象を「個人事業者」にまで広げるべきではないか。
- b 法第3条(配慮義務)に規定されている正体や目的を隠した勧誘を、第4条(禁止行為)に規定すべきではないか。
- c 法第4条(禁止行為)の要件である「困惑」について、禁止行為に対する予防効果を図るために第7条(禁止行為に係る報告、勧告等)との関係では不要とすべきではないか。
- d 法第6条及び第7条(行政措置)について、要件が厳しいが故に行政措置が適切に講じられないなどの問題が生じた場合には、要件を再検討すべきではないか。

(イ) 精神的に服従させるような状態にする行為のみを捉えて規制することは困難であるところ、法においては第3条及び第6条でいくつかの要件を組み合わせることで対策を講じているものと考えられ、適当と評価できるのではないか。

(ウ) 不当寄附勧誘に関する情報をより確実に収集するための方策もあり得ると思われるところ、有効なものであっても行き過ぎた規制(寄附勧誘者が被勧誘者に対し、勧誘と同時に法に抵触する勧誘があった場合の通報先を教示することを義務付けるなど)にならないよう寄附に関する様々な立場に配慮しつつ、検討してもよいのではないか。

ウ 周知啓発について

(ア) 誰もが利用する場所に、手軽に手にすることができる通報先を記載したカードを置くなど、実効性の高い周知啓発を行うべきである。

(イ) 寄附勧誘の対象が低年齢化している状況を踏まえ、若年層を含めた幅広い層への周知啓発を行うべきである。

(2) 会議の開催状況

ア 第1回

■日時：令和7年8月5日（火）14：50～17：15

■場所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1211会議室

■出席者

<不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー>（五十音順、敬称略）

貝阿彌誠、中川丈久、中島宏、萩原なつ子、藤本頼生

<消費者庁>

黒木理恵審議官、久保浩法務監理官、熊澤英人寄附勧誘対策室長、寄附勧誘対策室員

■議事次第

1. 開会

2. 議事

・会議の趣旨及び運営について

・消費者庁からの説明

① 不当寄附勧誘防止法の施行状況

② 不当寄附勧誘防止法に関する意見聴取における主な意見

③ 不当寄附勧誘防止法等に関する裁判例等の調査・整理・分析結果

④ 不当寄附勧誘防止法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査結果

・意見交換

3. 閉会

■配布資料

・議事次第

・資料1 不当寄附勧誘防止法の施行状況について

・資料2 不当寄附勧誘防止法に関する意見聴取における主な意見について

・資料3 不当寄附勧誘防止法等に関する裁判例等の調査・整理・分析事業報告書

・資料4 不当寄附勧誘防止法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査報告書

■議事概要

○会議の趣旨・運営方針及び配布資料について、消費者庁（黒木審議官）から説明が行われ、その後、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「法」という。）の執行、法の規定、周知啓発等について、意見交換が行われた。

不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーからの主な意見は下記のとおり。

<法の執行について>

- ・現在の情報受付体制、調査対象の選定、調査手法については妥当である。
- ・連絡不通等で調査不能と処理された事案が多い印象だが、可能な限り調査を確実に実施できる方策を検討することにより執行すべき案件が出てくるかもしれない。
- ・法の施行から2年しか経過しておらず、法の抑止力が働いている中で、調査すべき事案の件数が増える状況にないのではないか。法の不知が増加する頃に執行すべき事案が発生し、何らかの見直しを行うべき箇所が判明するかもしれないが、現時点では、見直しを行うには時期尚早かつ判断材料が不足しており、今後の状況を注視するほかないと思う。
- ・執行には至らなかったものの不当寄附勧誘と疑われるような事案もあったが、そのような具体的な事例を示しながら注意喚起することで、啓発効果や抑止力が生まれると思うので、収集した事案を用いた情報提供も検討すべきである。
- ・法の対象が「法人等」であることで現状問題は確認されていないが、外形的には個人による勧誘だが、実質的には組織的というような勧誘や、その他法の抜け穴を突くような個人による勧誘が将来的に発生する懸念はある。海外の例でも、法規制が導入されると大手の団体の法遵守が進む一方で、より小規模な団体や「個人」がネット上で勧誘することによる被害が増えてくる。このような細分化・デジタル化で被害が捉えにくくなるおそれがあるので、注視が必要である。

<法の規定について>

- ・令和6年7月11日最高裁判決において、法第3条（配慮義務）の規定を引用し、違法性の判断基準を示したことで、法が有効に機能していると言える。直接的な民事効はないながらも、意義が大きい規定である。
- ・法の対象が「法人等」による寄附勧誘であることで適切に捕捉できない事案が出てきた場合には、法の対象を「個人事業者」にまで広げる必要が将来的にはあるかもしれない。
- ・法第4条（禁止行為）の要件である「困惑」について、法第8条（意思表示の取消し）の要件としては消費者契約法との整合性の観点で必要だとしても、法第7条（禁止行為に係る報告、勧告等）との

- 関係では、予防効果を図るために要件としないという書き分け方も、今後の事案の積み上げ次第ではあり得るのではないかと思う。
- ・法第4条（禁止行為）の要件である「困惑」については要件が厳しいようにも思えるが、法第4条各号の事実行為が認定されれば一般的には困惑していたと評価でき、「困惑」要件が適用範囲を特段狭めてはいないと思われる。
 - ・マインドコントロールについて、精神的服従状態のみを捉えて犯罪類型化し、規制することは困難である。フランスの改正反セクト法において、純粋なマインドコントロール罪が規定されたと言われることがあるが、憲法院による合憲判断の判決では、重大な損害が発生した場合にのみ成立する犯罪であるとの解釈留保が付されている。本法の建付けとしては、第3条（配慮義務）と第6条（配慮義務の遵守に係る勧告等）の要件の組合せによって、バランスが取られていると考えられる。
 - ・法第6条及び第7条（行政措置）については、要件が厳しいとも評価し得るが、この要件が執行の妨げとなった事例がない以上、改正すべきと言えるほどの立法事実もない。不当寄附勧誘の事実が認められるのに、法の要件が厳しいが故に行政措置ができずに問題が生じるということがあるか、事例を積み上げながら見ていくほかないと思う。
 - ・意見聴取の中でも意見があった、法第3条（配慮義務）に規定されている正体や目的を隠した勧誘を禁止行為として規定すべきという意見は、傾聴に値すると思う。
 - ・不当寄附勧誘に関する情報をより確実に収集するには、例えば、寄附勧誘を行う場で勧誘者が被勧誘者に通報先を教示することを義務付けるなど、何らかの有効な方策があり得るかもしれない。ただし、例示した方策は行き過ぎた規制でもあり得るので、そのような方策を検討する場合には、寄附に関する様々な立場の声をよく聴きつつ、行き過ぎた規制にならないよう留意すべきである。

<法改正の要否及び立法事実の有無について>

- ・法の全面施行から2年しか経過しておらず、見直しを行える程度にまで事案が蓄積していない現時点において、法改正すべき立法事実は認められない。
- ・特定の宗教的行為に関する判例においては約10年周期で事件が発生してきているものがあることなどにも鑑みると、少なくとも10年間

ほど事案の積み上げを見てからでないと判断できない問題である
と思う。

<周知啓発について>

- ・ 不当な寄附勧誘を受けた際に通報できることや通報先を知らないという人も多いところ、例えば、暴力・虐待に関する啓発物をトイレに設置する取組があることなども参考にし、誰もが利用する場所に、手軽に手にすることができる通報先を記載したカードを置いておくなど、実効性の高い周知の工夫が必要となってくるのではないか。そうすることで、本人からの通報だけでなく、周囲の人間からの通報も期待できる。
- ・ 大学生は加害者にも被害者にもなり得るので、大学において講演を積極的に行うべきである。また、現在も種々の啓発資料を作成しているが、寄附勧誘を受ける層が低年齢化している中で、小学生・中学生・高校生向けの動画教材なども作成するとよいのではないか。

○会議において出た意見を基に、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見について次回会議で検討することで合意がなされた。

イ 第2回

■日 時：令和7年8月26日（火）16：50～18：00

■場 所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1211会議室

■出席者

<不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー>（五十音順、敬称略）

貝阿彌誠、中川丈久、中島宏、萩原なつ子、藤本頼生

<消費者庁>

黒木理恵審議官、久保浩法務監理官、熊澤英人寄附勧誘対策室長、寄附勧誘対策室員

■議事次第

1. 開会

2. 議事

- ・ 消費者庁からの説明
- ・ 意見交換

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見について

3. 閉会

■配付資料

- ・議事次第

■議事概要

- 会議の議事について、消費者庁（黒木審議官）から説明が行われ、その後、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見について、議論が行われた。
- 議論の結果を事務局で意見案として文章化し、不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーに後日確認を行うことで、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見」として決定することで合意がなされた。
- 不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーからのその他の主な発言は下記のとおり。
 - ・法律が有効に機能するという場合の意義には、①法律の適用事例があることと、②ルールが定められることがある。法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「法」という。）の場合、①に当たる法に基づく行政措置はこの間0件であったが、②に当たる寄附勧誘に関する一般的な行為規範を定立したという点では意味があったと思う。
 - ・最近、寄附に対する社会の見方が変わってきていると感じる。昔ほど寄附金を集めることが簡単ではなくなっている。
 - ・日本は海外にあるような寄附文化が根付いていない。「自業自得」「因果応報」といったことが言われがちな文化である。日本は「人助け指数」が世界で下から2番目という海外の調査結果がある。本来の寄附は寄附者にメリットがなくとも慈善的に行われるものであるが、日本の寄附は自らの病などに対する救いを求めて行われる自分のための寄附が多く、助け合わない国という評価にもなっている。日本には「無尽」や「共同売店」のように、仲間内で助け合う、自分たちで何とかするという文化は昔からあるが、自分とは関係のない人を助ける寄附の文化とは違うものであ

る。このように日本では、寄附文化がないことと、それ故にかえって不当な寄附勧誘による甚大な被害が生じてしまうという両極端に振れているという問題がある。なぜ不当な寄附勧誘被害を生じさせるようなところに頼ってしまうのか、なぜ救いを求めざるを得なかったのかという根本的な問題についても、社会的な健康（ウェルビーイング）等の観点も踏まえて考えていく必要があると思う。

- 法はあくまで不当な寄附勧誘を規制するものなので、寄附文化の醸成とは分けて考えるべきであると思うが、日本では寄附文化が根付いていないこともあり、どうしても一緒くたに議論されてしまう傾向がある点に危うさを感じる。地域の祭りやイベント等への寄附をめぐっての問題も増えているようだ。
- 不当な寄附勧誘を行う悪質な法人等を法に基づき処分できることで、寄附をする側が安心して寄附できるようになるので、寄附を盛んにする法律であると思う。一方で、適切に寄附を募っている法人等ほど、様々な制約により過剰に心配を募らせてしまっている面はあるかもしれない。
- 社会的課題に法律で対応する場合、事実上特定の法人等のみを対象とするような特別法による方法と法のような一般法による方法がある。基本的には一般法が望ましいと考えるが、適切に寄附を募っている法人等に対し、要らぬ心配をさせてしまうという点を踏まえると、悩ましいところである。フランスでも、反セクト法を制定する際は、あくまで一般法であることにこだわったところ、あらゆる法人等に適用されるのではないかということで混乱が生じてしまったという例がある。
- 寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにするとの配慮義務（法第3条第3号）について、例えばアフリカの支援のための寄附金についてはその中から事務経費にも用いられることがあるが、その詳細をどこまで伝えなければならないのかなど、適切に寄附を募っている法人等の中で心配が生じたという話もある。
- 寄附文化や信教の自由等への影響の有無や程度を含め、相当程度の期間において注視する必要がある。